

○小規模保育施設

(1)使用する届出様式について

小規模保育施設は、施設の設置に関する「認可」と、子どものための教育・保育給付に関する「確認」を受けています。

「認可」と「確認」は根拠法令が異なるため、変更が生じた場合それぞれ定められた様式で届け出る必要があります。

そのため、ひとつの変更を行う場合でも、複数の届出様式を提出する必要があることに注意が必要です。

なお、一時預かり事業や病児保育事業を実施している施設については、別途事業ごとの届出が必要となる場合がありますので御注意ください。

根拠法令	名称	内容
児童福祉法	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	「認可」に係る変更で使用。
子ども・子育て支援法	特定地域型保育事業者確認変更申請書	「確認」に係る変更で使用。 変更する内容に応じ、使用する様式が異なる。
	特定地域型保育事業者変更届出書	
	特定地域型保育事業者利用定員減少届出書	

※その他変更内容に応じ、指定の添付書類が必要となります。

(2)注意事項

- ・変更事項がある場合は、(4)提出書類に記載の必要書類について、提出をお願いします。
- ・提出締め切りまでに書類が全てそろわない場合、その時点で提出できる書類のみ御提出ください。
- ・一部様式が指定されている書類（職員名簿、誓約書）があります。提出の際は御注意ください。
- ・理事会や取締役会の議事録については、変更について適切な意思決定過程を経ているか確認する資料となります。
- ・そのため、変更について審議・議決したことが分かるように記載されている必要があります。提出の際は、議事録内の該当部分にマーカー等で着色をお願いします。なお、原本証明は不要です。
- ・設置者の代表者、役員、施設長等が変更となる場合、誓約書の提出が必要となります。御注意ください。
- ・変更内容によっては、給付費（委託費）の加算に影響がある場合があります。別途給付費担当に御確認ください。
- ・利用定員や管理者の変更等、給付費や利用調整等に影響がある場合、あらかじめ市担当者まで連絡、相談をお願いいたします。
- ・提出された書類について、後日修正や差し替えをお願いする場合があります。
- ・円滑な手続のため、事前の相談を随時受け付けております。何か疑問点等ありましたら、都度お問い合わせください。

(3)利用定員の変更、定員の弾力化、受入れ枠の制限を行う場合について

利用定員の変更や定員の弾力化、受入れ枠の制限を行う場合、書類の提出が必要となります。保護者への案内や利用調整にも影響しますので、提出締め切り日までに御提出をお願いします。

なお、締め切り後にやむを得ない事情等により変更を行う場合は、担当まで御一報ください。

- ・変更月が4月1日の場合
⇒前年9月末までに提出
例) 令和●年4月1日より、受入れ枠を制限する場合
→前年9月30日までに、届出書類一式を提出
- ・変更月が4月以外の場合
⇒1か月前まで提出
例) 令和●年7月1日より、定員の弾力化により受入れ枠を拡大する場合
→同年5月31日までに、届出書類一式を提出

(4)提出書類

【設置者に関すること】

変更内容	提出書類	提出締め切り
名称、主たる事務所の所在地 ※別法人への事業譲渡等は、新たに設置認可を取り直す必要あり。	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	変更後10日以内
	特定地域型保育事業者変更届出書	
	理事会、取締役会等の議事録（写）	
	変更後の法人の登記事項証明書	
	変更後の運営規程	
経営の責任者	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	変更後10日以内
	特定地域型保育事業者変更届出書	
	理事会、取締役会等の議事録（写）	
	履歴書	
	子ども・子育て支援法第52条第2項の規定に該当しない旨の誓約書	
定款・寄付行為等の登記事項	特定地域型保育事業者変更届出書	変更後10日以内
	理事会、取締役会等の議事録（写）	
	変更後の法人の登記事項証明書	
	定款・寄付行為等	
役員	特定地域型保育事業者変更届出書	変更後10日以内
	子ども・子育て支援法第52条第2項の規定に該当しない旨の誓約書	
	理事会、取締役会等の議事録（写）	
	役員の一覧	

【施設に関すること】

変更内容	提出書類	提出締め切り
名称	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	【要事前相談】 変更後10日以内
	特定地域型保育事業者変更届出書	
	変更の理由書	
	理事会、取締役会等の議事録（写）	
建物、土地等の変更（移転等）	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	【要事前相談】 変更後10日以内
	特定地域型保育事業者変更届出書	
	理事会、取締役会等の議事録（写）	
	配置図・付近の見取り図、変更前の配置図 ※変更前及び変更後	
	平面図（写）※用途、有効面積が記載されたもの、変更前及び変更後	
	建築基準法に基づく検査済証	
	賃貸借契約書（賃借の場合）	
	建物の登記事項証明書 住居表示変更通知書等、所在地の新表記を証する書類	
施設種類の変更 (B型⇒A型等)	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	【要事前相談】
	特定地域型保育事業者変更届出書	
	理事会、取締役会等の議事録（写）	
	職員名簿	
	保育士資格証（写）	
	変更後の運営規程	
	変更後の重要事項説明書	
管理者（施設長）の変更	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	事実発生日まで
	特定地域型保育事業者変更届出書	
	理事会、取締役会等の議事録（写）	
	履歴書	
	子ども・子育て支援法第52条第2項の規定に該当しない旨の誓約書	
	保育士資格証（写）※有資格者の場合	
連携施設の変更	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	事実発生日まで
	特定地域型保育事業者変更届出書	
	変更後の運営規程	
	変更後の重要事項説明書	
	協定書（写）	

【利用定員に関すること】

変更内容	提出書類	提出締め切り
増加	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	【要事前相談】 1か月前まで ※4月1日変更の場合、前年9月末まで
	特定地域型保育事業者確認変更申請書	
	理事会、取締役会等の議事録（写）	
	建物の平面図・配置図（写）※用途、有効面積が記載されたもの	
	職員名簿	
	変更後の運営規程	
	変更後の重要事項説明書	
減少	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	【要事前相談】 3か月前まで ※4月1日変更の場合、前年9月末まで
	特定地域型保育事業者利用定員減少届出書	
	理事会、取締役会等の議事録（写）	
	職員名簿	
	変更後の運営規程	
	変更後の重要事項説明書	
内訳変更 ※定員合計が変更となる場合 増加・減少の手続が必要	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書	【要事前相談】 1か月前まで ※4月1日変更の場合、前年9月末まで
	特定地域型保育事業者変更届出書	
	変更後の運営規程	
	変更後の重要事項説明書	

【利用定員変更を伴わない受入れ枠の増減】

変更内容	提出書類	提出締め切り
定員の弾力化を行う場合、 または弾力化を解除する場合 ※5年連続して利用定員の120%を超え ると、給付費が減額となります。	特定地域型保育事業者変更届出書 職員名簿 建物の平面図・配置図（写）（用途、有効面積が記載されたもの） ※定員弾力化の場合のみ添付	1か月前まで ※4月1日変更の場合、前年9月末まで
受入制限 または制限解除する場合 ※保育士不足等、一時的に受け入れを制限 する場合がございます。	特定地域型保育事業者変更届出書 職員名簿 理由書 ※受入制限を行う場合のみ添付	1か月前まで ※4月1日変更の場合、前年9月末まで

【運営内容に関すること】

変更内容	提出書類	提出締め切り
運営規程、重要事項説明書に定められてい る事項に変更がある場合 （以下例） ・施設の目的、運営の方針、保育内容 ・保育の提供を行う日、保育時間等 ・実費徴収 ・施設の利用開始及び終了に関する事項並 びに利用に当たっての留意事項 ・緊急時における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待防止のための措置に関する事項 等	新座市家庭的保育事業等内容変更届出書 特定地域型保育事業者変更届出書 理事会、取締役会等の議事録（写） 変更後の運営規程 変更後の重要事項説明書 その他必要と考えられる書類	事実発生日まで

【業務管理体制について】

変更内容	提出書類	提出締め切り
以下の事項に変更があった場合 ・設置者（事業者）の名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地、連絡先 ・代表者氏名、生年月日 ・代表者の住所、職名 ・施設（事業所）名称等及び所在地 ・法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ・業務が法令に適合することを確保するた めの規程の概要 ・業務執行の状況の監査の方法の概要	【届出先が市の場合】 特定教育・保育提供者業務管理体制変更届出書 【届出先が埼玉県の場合】 （様式3-2）子ども・子育て支援法第5条第3項に基づく業務管理体制に 係る変更届出書 【届出先が国の場合】 （様式3-2）子ども・子育て支援法第5条第3項に基づく業務管理体制に 係る変更届出書 ※宛先を内閣総理大臣に変更する。	変更後3週間以内
届出先の区分に変更が生じた場合	◎変更前の届出先及び変更後の届出先双方に提出する。 【市に提出する場合】 特定教育・保育提供者業務管理体制届出書 【県又は国に提出する場合】 （様式3-1）子ども・子育て支援法第5条第2項(整備)又は第4項（区分 の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書 ※国に提出する場合は、宛先を内閣総理大臣に変更する。	変更後3週間以内

【その他変更】

変更内容	提出書類	提出締め切り
設置者（運営主体）の変更 ※法人の事業譲渡等	新規の認可申請、確認申請が必要。	【要事前相談】
施設の廃止・休止・確認の辞退	新座市家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書	【要事前相談】
	特定地域型保育事業者確認辞退届出書	
	理事会、取締役会等の議事録（写）	